第74回小田原市個人情報保護運営審議会会議録

- 1 日 時 平成30年11月21日(水) 午後2時から午後2時35分まで
- 2 場 所 小田原市役所 6階 601会議室
- 3 出 席 者
 - (1) 会 長 小室 充孝
 - (2) 委員 本田 耕一、秋葉 勝彦、川口 博三、島貫 憲夫、成本 喜代子、 丸山 秀和

※欠 席 加藤 敏夫

- (3) 事務局 尾上総務課長、杉崎副課長、望月情報統計係長、安部主任
- (4) 説明員 (都市計画課)織田澤副課長、福田主査、金子主任 (下水道総務課)瀬戸業務係長、山内主任
- 4 資料 別紙のとおり
- 5 会議の概要
 - (1) 開 会
 - (2) 議事

要旨は次の<諮問審議>のとおり

<諮問審議>

会 長 それでは諮問事項ア「生産緑地法改正に係る事務」を審議いたします。内容の説明を求めます。

<都市計画課説明員が入室 織田澤副課長が資料1に基づき説明>

説明員 それでは御説明いたします。今回の目的は、平成29年6月に生産緑地法が改正されたことから、この改正内容を生産緑地地区の土地所有者に周知するとともに、今後の土地活用について意向を確認するため、資産税課が保有する土地課税台帳データを目的外利用させていただきたいというものです。

初めに生産緑地地区について概要を説明させていただきます。生産緑地地区とは、市 街化区域内の農地のうち、面積や営農状況等の一定の要件を満たすものについて、農業 生産活動を通じて緑地として計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るため指定し ている地域地区になります。生産緑地地区の指定を受けますと、固定資産税が農地課税 となることや相続税の納税猶予が適用されるなど、税制優遇を受けられる一方、指定か ら30年間の営農義務が課されます。

小田原市の生産緑地地区は平成4年11月13日に当初指定し、平成34年に30年間の営農義務期間が満了いたします。指定から30年が経過した生産緑地地区の扱いについて、これまで国からは示されてきませんでしたが、今回の生産緑地法改正により、指定期間を10年間延伸し、引き続き、税制優遇を継続して受けられる特定生産緑地制度が創設されました。

今後の予定スケジュールですが、平成30年度については、生産緑地地区の土地所有 者あてに、法改正の内容を周知するチラシを郵送いたします。

来年、平成31年度は地域別説明会の開催について周知するとともに、特定生産緑地への指定意向を把握するための書面を郵送し、各土地所有者の意向確認を行う予定としております。

個人の財産と密接に関わることから、この意向確認はもれなく行う必要があります。

所有者の住所は登記簿でも取得が可能ですが、現在の住所とは異なる可能性があるため、資産税課が保有する、生産緑地地区の所有者に関する情報を活用したいと考えております。

以上で説明を終わります。

会 長 御質問ございますか。

委員 この案内は最近はがきで送られてきているものですか。

説明員
それは、開発許可制度の関係かと思いますので今回の案件とは別となります。

委員 これから、一定の面積以上の方にご案内するというものですか。

説明員 先ほどの説明に補足しますと、現在の生産緑地地区の箇所数が約459箇所、面積で約64ha、地権者は約440名おります。平成34年に指定から30年が経過する生産緑地の箇所数が445箇所、面積が57ha、地権者が426人となりまして、ほとんどが30年を迎えるということになります。そこで、生産緑地をどのように扱うかもれなく意向確認を行なっていこうとするものです。確かに、登記簿でも住所等が確認できるのですが、古い情報であることが多々あります。そこで納税義務者の情報を保有する資産税課の土地課税台帳データを活用して、確実に周知していくという趣旨のものになります。

委員 登記簿の情報が古いということですが、法律的には問題ないのでしょうか。

説明員 登記簿の情報については専門ではないので正確な回答ができませんが、おそらく、相 続等による分筆等の事由が発生しない限り、情報の更新等がなされない状況にあるのか と思われます。

説明員 特に生産緑地については建設行為等が制限されているので、他の活用が出来ないという側面があります。よって、登記簿上の名義自体が変わらない限り、住所を変更するという必要性が低い状況にあります。実際に調査したところ、登記簿の住所と実際の住所

が異なるということも確認しています。

- 委員 今後の10年をどのように使っていくかということを明文化することが目的なのですか。
- 説明員 平成34年で、生産緑地の効力が切れますので、その後も指定期間を10年間更新して、税制優遇を継続して受けられるものが、特定生産緑地制度というものです。

平成34年を迎えますと、地権者は3つの選択をすることになります。1つ目は、買取申出を行いすぐに土地活用をすること、2つ目は生産緑地として残しておきながら自分の都合で土地活用をすること、3つ目は特定生産緑地の指定を受けて今後10年間営農していくものになります。1つ目は、宅地並みの課税の対象となり、2つ目は5年の経過措置を経て段階的に農地課税から宅地並みの課税へと上がっていくシステムとなります。つまり、特定生産緑地の指定を受けなければ、現行の税制優遇が受けられなくなるというものです。また、特定生産緑地指定から10年後には引き続き10年間の指定を受けることができる制度となっています。

- 委員 後継者の問題等もあるのかと思いますが、今後も生産緑地の指定を受けて、引き続き 営農を促すという趣旨のものですか。
- 説明員 生産緑地の指定を引き続き受けるかどうかの判断を地権者にしてもらうことが今回 の趣旨です。
- 委員 平成34年時点の対象箇所数が445箇所ということですが、残りの14箇所についてはまた別の機会に指定を受けるかの判断を行うということですか。
- 説明員 はい、そのとおりです。指定したときから30年となりますので、例えば今年新たに 指定した場合は、今年から30年経過したときに、地権者は判断が必要になるということです。
- **委員** 特定生産緑地の指定を行なうたびに、本審議会に諮問するということですか。

事務局 平成34年に30年を迎えず、さらに数年後に30年を迎える生産緑地の地権者に係る土地課税台帳の目的外利用については、今回の諮問で承認されれば、同じ例として再度諮問することなく、活用できることとなります。

会 長 現時点の生産緑地に係る地権者情報は、都市計画課でデータとして保有しているということですか。

説明員はい、そのとおりです。

会 長 それは、紙媒体のものですか。

説明員はい、そのとおりです。

会 長 資産税課が保有する情報は、具体的にどのように利用するのですか。資産税課のシステムを閲覧するのか、それとも突合させる番号等があって、その番号等を提供することによって、対象者の情報を提供してもらうことを想定していますか。

説明員 基本的には平成4年当時の紙媒体の台帳を保有していますが、利便性の観点から、エクセルでのデータ管理も行なっています。よって、資産税課からは同様にエクセルデータで提供してもらい、突合させるような利用を想定しています。

会 長 資産税課では、課税上の必要な情報として生産緑地に係る情報は保有しているのですか。

説明員はい、保有していると伺っています。

会 長 資産税課が把握している生産緑地に係る地権者の情報に限定して提供し、都市計画課 は提供されたデータと保有しているデータを突合して活用するのですね。

説明員はい、そのとおりです。

会 長 他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは説明員の方は、御退席ください。ありがとうございました。

<質疑応答終了 説明員退室>

会 長 では、審議に入ります。諮問事項アについて、御意見いかがですか。

(意見なし)

会 長 他に御意見がなければ、諮問事項ア「生産緑地法改正に係る事務」について、承認・ 不承認の採決をしたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

会 長 御異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項アを承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

- 会 長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項アは承認することといたします。
- 会 長 では、次に諮問事項イ「下水道使用料管理事務」について審議に入りたいと存じます。 内容の説明を求めます。

<下水道総務課説明員入室 瀬戸業務係長が資料2に基づき説明>

説明員 それでは、御説明いたします。今回の目的外利用は、下水道総務課が、下水道使用料管理事務において清掃手数料賦課徴収事務に係る個人情報を環境保護課から収集するものです。

はじめに、下水道の使用開始の事務の流れを簡単にご説明いたします。まず各ご家庭等が下水道に接続しようとするときは、接続工事に係る申請が下水道総務課へ提出されます。その申請に基づく接続工事の完了後、下水道使用者から「下水道使用開始届」が提出され、その内容に基づき、下水道総務課が下水道使用開始に伴う事務手続きを行い、下水道使用料の賦課・徴収が始まります。

本市では昨年5月31日に、下水道使用料に徴収漏れがあったことを公表いたしましたが、徴収漏れの防止策として昨年7月21日に開催された個人情報保護運営審議会に「下水道使用料徴収のための給水台帳情報の利用」について諮問を行い、水道局給水課から、「給水装置所在地」、「使用者氏名」、「需要者番号」等の提供を受け、上水道の工事や水栓の追加に伴う下水道使用料の徴収漏れがないかの確認作業を行なっております。

この他、排水設備工事指定工事店や市民に対し、下水道を使用開始する際の届出制度 の周知を行っておりますが、既存の建物の浄化槽や汲取り便所の便槽を廃止し、公共下 水道に接続する場合、上水道の利用者の場合であっても、必ずしも給水関係の工事が行 われるわけではなく、また、井戸水のみ利用する世帯については、情報を把握すること ができずに、新たな徴収漏れが発生する原因になると考えております。

ここでお手元の資料「環境保護課と下水道総務課のデータの受け渡しについて」をご覧ください。

最上段になりますが、①番の「浄化槽や便槽の利用者」から、②番「し尿汲取り又は 浄化槽清掃の廃止申出」がなされると、環境保護課は、③番、その内容を「清掃手数料 賦課徴収システム」に登録します。

続いて④番になりますが、環境保護課で清掃手数料賦課徴収システムの「使用状態」が「廃止」となっている者を抽出し、抽出された者の「住所」、「氏名」、「便槽又は浄化槽所在地」、「くみ取り又は清掃廃止日」の情報を下水道総務課に提供いただきます。

実際のデータのやり取りにつきましては、「清掃手数料賦課徴収システム」は個人番号利用事務系にございますので、システム上の「使用状態」が「廃止」となっている者の「住所」、「氏名」、「便槽又は浄化槽所在地」、「くみ取り又は清掃廃止日」のデータを「CSVファイル」として保存し、出来上がった「CSVファイル」を、庁内ファイル転送システムを利用して「LGWAN接続系」パソコンに転送後、「環境保護課」から「下水道総務課」あてに庁内のメールシステムを利用して送信いただきます。「下水道総務課」では受け取った「CSVファイル」を紙に印刷し、以降の突合作業を行なう予定です。

なお、提供いただくデータの件数につきましては、現行の「清掃手数料賦課徴収シス

テム」を環境保護課では平成26年度から使用しており、最初にいただけるデータ数は約1,600件あると聞いております。また、新たに廃止になる浄化槽と便槽については、1年間で200から250件程度の見込みで、環境保護課からは月に1回データをもらうことを考えております。

⑤番で、下水道総務課は上下水道使用料管理システム上で該当者の「下水道の使用開始の有無」、「上水道の利用及び利用継続の有無」を確認いたします。

「公共下水道」と「浄化槽」、「便槽」については、その場所で生活をするためには、トイレの排水を処理するため3つのうちどれか一つは機能している必要があると言えます。そのため、「浄化槽」、「便槽」の清掃が廃止され、「公共下水道」への接続も確認できないのに関わらず、継続して上水道の利用がされている場合、徴収漏れの可能性が高いと言うことになります。

実際の突合作業は、⑤番のところには浄化槽等の清掃が廃止された方たちのデータが 来ておりますので、浄化槽等の清掃廃止後に下水道が使用開始されたかを確認いたしま す。下水道が使用開始されていれば⑥番のほうに進みまして清掃の廃止にあわせ下水道 の使用が開始されたので、問題がないと判断され、⑦番、「調査終了」となります。

次に⑧番になりますが、浄化槽等の清掃廃止にあわせて「下水道の使用開始が確認できなかった」場合。⑨番、これまで上水道を利用していた方については、⑩番、清掃の廃止にあわせて上水道の利用も廃止されていた場合については、建物の取り壊しや、その建物にすまなくなったと考えられますので、こちらも問題がないと判断され、⑦番、「調査終了」となります。

①番に行くのは浄化槽等の清掃が廃止され、下水道の使用開始も確認できないのに、 上水道が引き続き使用されている場合となり、本当は下水道に接続しているのに下水道 の使用開始の手続きを忘れ、②番「下水道使用料が徴収漏れ」になっている可能性が高 い方ということになります。

また、③のこれまで上水道の利用が確認できなかった方については、井戸水のみを使っていたと考えることになりますが、井戸水のみを使用する世帯については、水の利用が継続していることをシステム上では確認できません。浄化槽清掃等を廃止する届出があった場合、その建物にどなたも住まなくなったか、取り壊しが行われたとも考えられますが、公共下水道への接続が行われた可能性も残るため、⑭番で現地での建物や居住確認を行い、下水道使用料の徴収漏れを防止しようとするものです。

清掃手数料賦課徴収システム上の情報を利用するに当たっては、本来、本人にその確

認を行う必要がございます。しかしながら、浄化槽等の清掃の廃止を行った者のうち、ほとんどの者は、正しく下水道の使用開始届を提出するなど、下水道使用料の徴収漏れの対象者ではないと考えられるため、環境保護課が保有する清掃手数料賦課徴収システム上のデータと下水道総務課で所有している上下水道料金管理システムのデータを突合し、徴収漏れが疑われる対象者の絞り込み作業を行うことで、確認作業の経費をかけずに短時間で合理的に行えると考えております。

以上で説明を終わります。

- 会 長 御質問ございますか。
- 委員 直接の内容とは関係ありませんが、「環境保護課と下水道総務課のデータの受け渡しについて」と題したこの資料は、個人情報の提供の流れを示しているものであることは分かりますが、このようなフロー図について小田原市の書式は決まっていますか。情報の流れについてはJIS工業規格の基本フォーマットがあるかと思いますが、その規格に基づいた作成はされていないのですか。
- 説明員 前回の諮問資料を基に作成したため、JIS工業規格については特に意識をしないで 作成しておりました。今後改めていきたいと思います。
- 委員 JIS工業規格に基づく情報の流れは分かりやすい作りになるかと思うので、今後の 資料作成において参考にしてみてはどうかという提案です。
- 会 長 下水道工事は、市役所の指定を受けた特定の資格業者が行なうものですか。
- 説明員 はい、そのとおりです。下水道条例において指定を受けた、特定の業者のみ工事ができるといった趣旨の規定があります。ただし、小田原市の指定を受けていない業者が工事をしてしまっている例も確認できています。
- 会 長 そのような未指定業者が工事を行なうと、徴収漏れに繋がるということですか。
- 説明員
 その可能性は高くなるかと思います。ただ、名義貸しの方法で、小田原市の指定を受

けている業者が届出をすれば、指定を受けていない業者が工事をすることは実質不可能 ではないと思います。いずれにせよ、指定を受けていない業者が工事をした場合は、届 出漏れが発生している可能性は高くなると思います。

- 会 長 業者が施主に対して市役所への届出を案内しているけれども、施主が届出を忘れて徴収漏れが発生していたり、未指定業者が工事をすることで徴収漏れが発生していたり、様々なパターンが想定されそうですが、そもそも工事を行なうに際も届出は必要なのですよね。
- 説明員 工事については届出が必要になりますが、実際無届で工事してしまうことも不可能ではないと思います。そのような状況を市が全て把握するのも限界があります。
- 会 長 昨年そのような無届工事が多数確認されたということですか。
- 説明員 数十件は確認されています。ただし、徴収漏れの原因は無届工事のみではなく、市職 員のシステムへの登録漏れ等もあります。
- 会 長 昨年もある程度は対応してきたけれども、今後も無届工事による徴収漏れが発生する おそれがあるため、対策を立てるということですね。
- 説明員 実際は下水道使用開始の届出をしっかり行なっている方が多数かと思います。情報の 提供を受け、確認してみないと何件の無届工事がされているかは分かりませんが、その ような状況が確認されているため、対応していくものです。
- 会 長 無届工事による下水道の使用は、何年も前から開始されていたという事例もあるので すか。
- 委員 数年前から開始されていたという事例もあります。下水道使用料の遡及徴収の期限は 5年となっております。よって、それよりも前の下水道使用料については徴収ができな いこととなります。

会 長 他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは説明員の方は、御退席ください。ありがとうございました。

<質疑応答終了 説明員退室>

会 長 では、審議に入ります。諮問事項イについて、御意見いかがですか。

(意見なし)

会 長 他に御意見がなければ、諮問事項イ「下水道使用料管理事務」について、承認・不承 認の採決をしたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

会 長 御異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項イを承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

- 会 長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項イは承認することといたします。
- 会 長 それでは、3のその他に移ります。事務局から何かありますか。
- 事務局 特にございませんが、今回の会議録につきましても、事務局で草案を作成後、委員の 皆様に郵送させていただき、御確認をしていただいた後、行政情報センター、ホームページにて公開させていただきます。また、次回審議会の開催予定日ですが、1月下旬から2月上旬で予定しております。また日程調整の御連絡をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

会 長

では、これで第74回個人情報保護運営審議会を終了いたします。

第74回 小田原市個人情報保護運営審議会 資料一覧

●次第

●資料 1

- ・個人情報取扱事務の諮問事案書(生産緑地法改正に係る事務)
- ・生産緑地法改正に係る事務について

●資料 2

- ・個人情報取扱事務の諮問事案書(下水道使用料管理事務)
- ・環境保護課と下水道総務課のデータ受け渡しについて